

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>(名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県水沢警察署</td><td>奥州市</td><td>奥州市のうち岩手県江刺警察署の管轄区域以外の区域 胆沢郡</td></tr><tr><td>岩手県江刺警察署</td><td>奥州市</td><td>奥州市のうち平成18年2月19日における江刺市の区域</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			岩手県水沢警察署	奥州市	奥州市のうち岩手県江刺警察署の管轄区域以外の区域 胆沢郡	岩手県江刺警察署	奥州市	奥州市のうち平成18年2月19日における江刺市の区域	[略]			<p>(名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>岩手県奥州警察署</td><td>奥州市</td><td>奥州市 胆沢郡</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			岩手県奥州警察署	奥州市	奥州市 胆沢郡	[略]		
名称	位置	管轄区域																										
[略]																												
岩手県水沢警察署	奥州市	奥州市のうち岩手県江刺警察署の管轄区域以外の区域 胆沢郡																										
岩手県江刺警察署	奥州市	奥州市のうち平成18年2月19日における江刺市の区域																										
[略]																												
名称	位置	管轄区域																										
[略]																												
岩手県奥州警察署	奥州市	奥州市 胆沢郡																										
[略]																												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																												

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。